平成２４年（フ）第１３４９号
大阪府八尾市相生町２丁目１番62―416号
破産者　徳川　隆則
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４４号
広島市安芸区中野東７丁目24番12―203号　Ａ棟
破産者　スポーツショップ前こと　前　　明義
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５７号
広島市西区南観音３丁目９番18号
破産者　野﨑　素行
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５８号
広島市西区南観音３丁目９番18号
破産者　野﨑　節子
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１７号
広島市南区段原南１丁目25番８―603号
破産者　木原　浩司
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９号
岩手県岩手郡雫石町西根中野73番地３
破産者　中條　洋子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３号
宮城県石巻市桃生町高須賀字下畑33番地１、前住所兵庫県神戸市兵庫区西出町２丁目17番17号
破産者　小山　邦美
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
宮城県石巻市大街道東２丁目５番21号
破産者　吉田　知里
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目８番43号　シティーポート秋南102
破産者　オオヤマ印刷こと　大山　友邦
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県朝来市和田山町林垣252番地１、開始決定時の住所兵庫県丹波市青垣町小倉570番地２
破産者　板谷　初子
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３７号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦4587番地
破産者　有限会社金幸水産
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２２号
滋賀県彦根市高宮町2199番地６
破産者　吉田　之一
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５３号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番26―208号
破産者　岩並多賀子
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2714番地136
破産者　森泉　幹夫
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３３２号
名古屋市中川区万場２丁目111番地　エレパル・マンバ１Ｂ号
破産者　河井　幸夫
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１００号
広島市南区上東雲町26番５―204号
破産者　上山　宏治
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
北海道歌志内市字文珠165番地４　親愛の家、開始決定時の住所北海道砂川市東豊沼43番地２
破産者　長岡　クミ
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３号
北海道虻田郡ニセコ町字有島３番地53　望羊団地Ａ棟203号室、開始決定時の住所北海道虻田郡ニセコ町字本通145番地９
破産者　中野　伸宏
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部